

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

中小企業再生支援協議会

中小企業再生支援協議会とは、商工会議所、商工会連合会、政府系金融機関、地域の金融機関、中小企業支援センター及び自治体等から構成され、関係者間の日常的な連携を図ることで、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業の再生への取り組みを支援するため、経済産業大臣の認定により設置された機関です。

現下の厳しい経済情勢や金融機関の不良債権処理の加速化の中で、経営環境の悪化しつつある中小企業の事業再生への取り組みを支援していくことは極めて重要です。

多種多様であり、その事業内容や課題もそれぞれ地域性が強いという中小企業の特性を踏まえた中小企業の事業再生支援のため、都道府県において商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所または中小企業支援法第7条第1項に規定する指定法人に「中小企業再生支援協議会」設置し、既存の中小企業施策を幅広く活用しつつ地域の関係者の協力を得るとともに必要な専門家を活用し、きめ細かに中小企業の再生への取り組みを支援しています。

具体的には、事業再生の意欲がある中小企業者に対して中小企業再生支援協議会に常駐する支援業務責任者及び窓口専門家が中小企業の再生に関する相談を受け、助言を行います。相談においては、企業再建型の再生に限定することなく、基本的な対応の方向性について適切な判断を行い、対応策を提示します。

また、相談のうち、事業再生は可能であるが、抜本的な財務体質や経営改善が必要な企業について、支援業務責任者自らが個別企業の取り組みを支援し、必要に応じて中小企業診断士、弁護士等の専門家に依頼して、共同で再生計画の作成支援等を実施します。

全国の中小企業再生支援協議会の連絡先は、中小企業庁 HP

(<http://www.chusho.meti.go.jp/>) をご覧ください。

経済産業省 中部経済産業局 (<http://www.chubu.meti.go.jp/>) より